（別表２）

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入時期 | 番号 | 設備等の種類・名称／型式 | 一体的な設備等 | 単価(千円) | 数量 | 金額(千円) | 特例措置 |
| ○年度 | 月 | ① |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ② |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |
| ○年度 | 月 | ③ |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ④ |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |
| ○年度 | 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |
| 合計 |  |  |

注１　「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

　２　記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

３　みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。また、みどり投資促進税制を活用する場合において、令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に設備等を発注又は着工し、その後、本計画の認定後に当該設備等を取得する予定の場合、発注又は着工した日が分かる書類を添付すること。

４　みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

５　「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品流通改善資金

カ：みどり投資促進税制

６　施設を整備する場合には、必要事項を別表３に記載の上、これを添付すること。